

鹿児島医療福祉専門学校

GPA (Grade Point Average) に関する取扱い要項

(目的)

第1条 この要項は、客観的な成績評価システムとされている GPA：グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）制度に関する必要な事項を定め、学生の学習到達度を明確化して、学修指導と教育の質の保証に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「GPA」とは、各授業科目の成績評価（評点）に対応して4～0の評価（グレード・ポイント）（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりの成績評価平均値をいう。

(対象授業科目)

第3条 GPA 算出の対象授業科目は、本校の卒業要件科目で評価を受けた授業科目とする。ただし、本校以外で修得した授業科目又は入学前の既修得した授業科目は、GPA 算出の対象授業科目としない。

(配点)

第4条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げる GP を配点する。

評価	評点	グレード	ポイント
秀	90～100点	S	4
優	80～89点	A	3
良	70～79点	B	2
可	60～69点	C	1
不可	59点以下	D	0

(GPA の種類及び計算方法)

第5条 GPA は、各学期の GPA（以下「学期 GPA」）と、入学時から当該学期までの GPA（以下「通算 GPA」）の2種類とする。その計算は次に掲げるとおりとし、計算値は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までの数値を表記する。

(1) 学期 GPA

$\{(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目の当該学期の GP})\}$  の合計

-----  
(当該学期に履修した単位の総数)

(2) 通算 GPA

$\langle\{(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目の各学期の GP})\}$  の合計 $\rangle$  の総和

-----  
(履修した全ての単位の総数)

(再試験による評価)

第6条 成績評価が「不可」となった科目について再試験に合格した場合、従前の成績評価は再試験後の成績評価（60点）に置き換えることとする。

(学修支援)

第7条 前学期 GPA 或いは通算 GPA が 1.5 未満の学生に対しては、担任または学科の指導教員等が本人と面談し、必要な学修支援を行なうものとする。

(改廃)

第8条 この要項の改廃は、教務主任・学科長会議の議を経て、学校長が行なうものとする。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。